

## 大阪府環境審議会水質部会報告書

大阪府環境審議会水質部会長

「大阪府環境審議会条例」第6条第1項の規定に基づき、平成25年7月8日及び11月5日に水質部会を開催し、知事から諮問のあったほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて審議を行い、11月5日付けで答申を行ったので報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第6条第7項の規定に基づき、水質部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。